

# かとう知っとこ情報

## 第17版

加東市商工会

平成 27 年 10 月 20 日 (火) 発行

兵庫県加東市社 717-1

電話 0795-42-0253

E-mail shoukou@katosci.or.jp

Fax 0795-42-2299

URL <http://www.katosci.or.jp/>

— 会員事業所の経営力向上と商工会の支援力強化を目指して —  
**商工会は行きます 聞きます 提案します**

★★★ FAX、メール等で送信致します。職員にお申し出ください！ ★★★

### 兵庫県よろず支援拠点 (無料経営相談所) について

経営者のみなさまが抱えているあらゆる課題やお悩みに、豊富な知識と経験を有する専門スタッフが、ワンストップにて課題の解決に臨みます。

現在、下記の参加体験型ミニセミナーの募集が開始されております。少人数制ですので、お早目ご連絡ください。

#### ①経営に役立つ参加体験型ミニセミナー

テーマ **資金繰り強化・改善**

日時 10月28日(水)

13:30~15:30

#### ②経営に役立つ参加体験型ミニセミナー

テーマ **魅力ある売り場づくり**

日時 11月13日(金)

13:30~15:30

#### ③経営に役立つ参加体験型ミニセミナー

テーマ **自社の強みの把握と見える化**

日時 11月30日(月)

13:30~15:30

会場はいずれも、

(神戸市) ひょうご活性化センター7階 IT サポート室

※詳しくは加東市商工会まで御連絡ください。



### マル経融資制度のお知らせ

相談無料

(小規模事業者経営改善資金制度)

★☆☆商工会員のための融資制度です☆☆★

融資対象	常時雇用する従業員が、商業・サービス業 5 人以下 製造業その他 20 人以下
融資額	2,000 万円以内
返済期間	運転 7 年以内 (据置 1 年以内) 設備 10 年以内 (据置 2 年以内)
利率	年 1.15% (平成 27 年 10 月 9 日改定)
担保・保証人	無担保・無保証人

#### 【申込要件】

- ①従前から商工会の経営指導を受けていること
  - ②最近 1 年以上、市内で事業を営んでいること
  - ③所得税・法人税、事業税・県民税、住民税を原則としてすべて完納していること
  - ④日本政策金融公庫の非対象業種でないこと  
(金融・保険業・娯楽業など対象外の業種があります)
- ※審査の結果、ご希望に添えられない場合があります。



### ひょうご農商工連携助成事業のご案内

地域の農林漁業資源を活用した新商品・新サービスの開発等の実現のため、兵庫県内の中小企業者と農林漁業者の連携体に取り組む事業に対し、事業費の一部を補助する制度です。



助成対象経費	研究開発費、販路開拓費
助成金	50 万円以上 500 万円以内
助成率	助成対象経費の 3 分の 2 以内
募集期間	平成 27 年 10 月 9 日 (金) から 平成 28 年 1 月 8 日 (金) まで



お問合せは、  
ひょうご産業活性化センター  
創業推進部新事業課  
TEL078-230-8110

相談は、加東市商工会 経営支援課まで

特定(産業別)最低賃金の改正

繊維工業

**794 円**

兵庫県最低賃金が繊維工業最低賃金を上回ったことから  
兵庫県最低賃金が適用されています。

「兵庫県の最低賃金は **794 円** です」

※パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

発効日:平成 27 年 10 月 1 日より適用

### 加東市秋のフェスティバル 2015

～ 約 100 店舗のお店が集結 ～

日時: 10 月 31 日 (土)・11 月 1 日 (日) 10 時～

会場: ■ステラパーク

特産品展示・販売、菊花盆栽展  
ふるさと振興券抽選会 など

■加東市役所前

釣り名人あつまれ! (アマゴ、ニジマス釣り)  
もくもくグルメフェア、スウィーツデコ体験

問合せ: 加東市地域創造部商工観光課 (TEL43-0531)



# 民間事業者のみなさまも マイナンバーを扱います!

平成28年1月以降、以下の手続で従業員などの  
マイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の  
法定調書の提出 など



制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した  
人事・給与などの  
システム開発や改修

マイナンバーを適正に  
扱うための従業員研修  
や社内規程づくり

マイナンバーを含む  
個人情報の安全管理  
措置の検討

特定個人情報\*の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

\*マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報は [こちら](#) ▶ [特定個人情報保護委員会](#) [検索](#)

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人\*には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。  
マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

\*法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。  
(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

公式 Twitter

お問合せ

コールセンター (全国共通ナビダイヤル)      マイナンバー  
 **0570-20-0178**

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、  
050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

平成27年4月からは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応。

内閣官房社会保障改革  
担当室(番号制度)

@MyNumber\_PR

マイナンバー ツイッター

検索



個人の皆様にも、大切なお知らせがあります。